農業委員会だより

第45号

平成23年9月11日
編集・発行
名張市農業委員会
☎63−7665

農業委員が改選されました

任期満了に伴う農業委員会委員の選挙が、7月10日に行われ、23人が当選されました。また、市議会、農協、土地改良区からそれぞれ推薦を受けた5人の委員が選ばれ、合計28人が、新しく農業委員になりました。

農業委員とは、農業従事者による選挙で選ばれた「農業者の代表」。農地の利用調整や、農家の相談役など、地域農業の活性化に尽力していただきます。

任期は、7月20日から、平成26年7月19日までの3年間です。

なお、改選後の総会で決定した農業委員会の役員と部会構成を、下表のとおりお知らせします。

また、改選により退任された皆さん、長い間、農業振興の推進にご尽力いただき、ありがとうございました。

新しく農業委員になられた皆さん

新任のごあいさつ

会長
橋本 良民

今回、農業委員統一選挙が7月に実施され、改選後の初総会において、会長に選任いただき、責務の重大さを痛感いたしております。

東日本大震災や原発事故による放射性物質汚染に伴い、農畜産に被害が拡大しています。一日も早い原発事故の終束と震災の復旧復興を願うものです。

名張市の農業は、2010年農林業センサスによると、10年前と比べ農家人口が19％減の3708人、農家戸数が14％減の1441戸。耕地面積では、19％減の86万9558アールとなっており、耕作放棄地面積は少し減少していますが、1万823アールとなっています。

私たち農業委員による、限られた農地を守り利用する活動や、担い手を育て支援する活動は極めて重要となっています。今後とも農地パトロールなどにより、農地の無断転用や遊休農地の解消など、市当局と連携し、地域農業の振興に尽力いたしますので、農業従事者の皆さんには一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次の皆さんが委員を退任されました

森田 武尚	竹田 優	井岡 健
北川 進治	有岡 崇	中森 達
松永 茂	中井 勉	青山 茂男
山﨑 輝夫	奥 俊浩	川口 忠明
池住 誠廣	小山 克弘	森下 孝

（敬称略）

農業委員名簿

（敬称略）

【農地部会委員】

役職	氏名	地区
	寺田 清郎	朝日町
副会長	山﨑 祥生	下三谷
	福中 清己	八幡
	澤田 豊稔	新田
	小野田芳弘	下小波田
部会長	奥西 由兼	下比奈知
	川北 英夫	滝之原
副部会長	増田 健次	黒田
	渕矢美壽代	赤目町檀
	上嶋 道弘	瀬古口
	立道 一藏	神屋
	山下 松一	東田原
	西口喜久子	美旗中村

【農政部会委員】

役職	氏名	地区
	大田 修	蔵持町里
	山口 次郎	薦生
	酒井 正範	南古山
会長	橋本 良民	下比奈知
	稲垣 俊彦	安部田
部会長	吉田 公大	矢川
	米澤 隆	赤目町丈六
	大久保憲嗣	赤目町一ノ井
	菊住 秀人	夏見
	城本 廣吉	青蓮寺
	松生 隆	布生
	勝山 員汎	長瀬
	井上 延郎	東田原
	關 りゑ子	大屋戸
副部会長	今西 康子	新田

平成23年度秋季農作業賃金の協定基準

秋季農作業	稲刈	バインダー	10a当たり	10,000円
		コンバイン	10a当たり	21,000円
	ハーベスタ		10a当たり	10,000円
	乾燥	はさ掛け	60kg当たり	500円
		生脱（なまだつ）	60kg当たり	1,500円
	籾摺（もみすり）		60kg当たり	700円

（注）1. 稲刈の作業は、ほ場条件により決定する。
2. 稲刈は、ひも持ちとする。
3. もみ、玄米および作業機の輸送費を別途加算する。
4. 乾燥、籾摺はくず米を含む総重量あたり

（注）1. オペレーター賃金は時間あたり2,000円、補助作業賃金は一般作業に準じます。
2. この賃金・料金は全て弁当持参
3. 労働時間は、1日8時間
4. 上記金額には消費税は含まない。

※目安ですので実施にあっては双方話し合って決めてください。

農地転用は農地法の許可が必要です

■ 耕作目的での売買または、貸し借りする場合・・・3条申請

農地を耕作目的で売買や貸し借りをするときは、農業委員会の許可が必要です。許可を受けずに行なった売買は、法的に無効であり、所有権移転の登記ができません。なお、資産保有や投資目的の売買、また農地を取得する適格者（自ら耕作する面積が申請地を含めて40アール以上）でない場合には許可されません。

■ 自分名義の農地を転用する場合・・・4条申請

■ 他人名義の農地を買って、または借りて転用する場合・・・5条申請

農地の転用とは、農地を住宅用地、車庫用地、工場用地、倉庫用地、資材置場、駐車場、山林など農地以外の用途に変更することで、農業委員会の許可が必要です。

■ 一時転用・・・4条・5条申請と同様の扱い

一時的に資材置場や駐車場、工事仮設事務所用地、作業員宿舎用地、工事用残土置場用地などにする場合も農地転用となり、許可が必要です。

◎詳しくは農業委員会事務局（☎63・7665）へお問い合わせください。

農地パトロールを実施します

今年も、農業委員会では農地パトロールを実施します。雑草が繁茂した農地は病害虫や野生鳥獣のすみかとなり、近隣の農地や付近住民に迷惑をかけます。周辺環境に悪影響のある荒廃した農地の情報などを、地元農業委員または農業委員会事務局（☎63・7665）へご一報ください。